

## 各国のトピックス

## 労働者災害補償法の改正

(アメリカ)

連邦議会の上院労働・公的福祉小委員会は、さる5月16日および17日に、各州の労働者災害補償法に連邦の最低基準を設ける法案(S2008)に関する公聴会を開催した。

同法案に関する公聴会の開催は、5月15日にニクソン大統領が、州の労働者災害補償法の改正を促進させるためのタスク・ホースを特別に設置することを発表した時に考えられていたものであった。

大統領は「各州の労働者災害補償制度は、受益者のニーズからいえば、明らかに遅れているという評価がある。また同制度は時代に即応するものではないし、当初の労働者災害補償という目的をいまだ十分に遂行していない」と述べている。

なお今回設置されたタスク・ホースは、1975年末までに連邦議会に対し州法の改正に関する建議書を送付する任務を有しており、その段階で大統領は州に対する勧告および適当と思われる連邦の活動についての勧告を行なうことになる。

大統領は演説のなかで、連邦政府の圧力なしに州が独自の法改正の責任を負うよう州に立法責任の優先権を与えている。

特別なタスク・ホースを任命する大統領の決定を称賛しつつ、労働・公的福祉委員会の委員長であるウィリアム・ジュニア Harrison A. Williams Jr (民主党・ニュージャージー州選出)とS2008の共同提出者であるジャビッツ Jacob K. Javits (共和党・ニューヨーク州選出)上院議員は、5月15日に、もし実際に、大統領の勧告にもとづいて各州が迅速に行動を起さなかったならば、早急に連邦の最低基準を設置するために、連邦議会で法案の審議を引き続き行なうべきであることを強調した。

この Javits 議員の意見は、公聴会開会中の5月16日に AFL-CIO の立法局々長のビエミラー Andrew J. Biemiller によって支持された。彼は、合衆国のすべての労働者は国の統一基準にもとづく効果的な労働者災害補償制度の保護が必要であることを主張し、AFL-CIO は S2008 の早急な立法化を全力をあげて支持すると語った。

## 法案の概要

1970年職業安全・衛生法(Occupational Safety and Health Act of 1970)によって設置された州労働者災害補償法に関する全米委員会の1972年勧告にもとづき、S2008は一定の連邦最低基準に合致する州の補償プランを要求するものである。もし労働省が州プランを承認しない場合には、1927年波止場人足および港湾労働者災害補償法(Longshoremen's and Harbor Worker's Compensation Act of 1927)を改正して実施することになろう。何故ならば、波止場人足法は補償基準を設置している唯一つの連邦法であったからである。

S2008の最低基準は次の通りである。

1. 職業に関連しまたは職業によって生ずる傷害および疾病に対する保護をすべての労働者に強制的に適用する。
2. 完全障害に対する最低給付は、州平均週給の50%以下ではない額または傷害労働者の平均週給かいずれか少ない方と同額とする。
3. 1978年までに最高給付額は、労働者の平均週給の3分の2とするが、州平均週給の200%を限界とする。
4. 最高限度の現金給付を伴わないまたは時間の制限なしの完全医療給付、およびリハビリテーション・サービスの提供。

「州労働者災害補償法は、全般に不適當で効果的ではない」とする全米委員会の結論を指摘しながら、Biemiller氏は「S2008の立法化によってすべての労働者およびその家族は、怪我の状態または雇用されている企業の規模にかかわ

りなく、労働による怪我または疾病のさいにほとんど同等の保護をうけられるようになる。また、これは現行制度では行ない得ない同等の義務をすべての雇主に對して課することになり、進展する産業の変化に州プログラムをスムーズに対応せしめることになる」と語った。

全米委員会の調査で、現在33州における給付レベルが標準以下であること、および1,500万人以上の労働者が補償法による保護を適用されていないことが明らかになった。

#### 法案への反対意見

法案は公聴会で数人の証人によって鋭く批判された。S2008は「重大な欠陥」のあるもので「気がすまない」と結論づけながら、シカゴ大学商学部の教授で全米委員会の前委員長であるバートン・ジュニア John F. Burton Jr. は、連邦の活動に関する提案された日程表、提案された基準の若干の範囲、および必要経費について批判した。

Burton は、委員会により提案された19の基本的な基準を遂行するために、1975年7月1日までに州に与えられる勧告について「私の考えでは、1975年には連邦基準が完全に支持されるようにすることは重要なことであろう。したがって、連邦議会や政府の活動の日程を無理に急がせることで、連邦基準についての十分な理解に達しないまま完全な支持を得られないような事態になることはさけるべきである」と、公聴会を開催するための小委員会の動きを批判している。

また、アメリカ保険協会のジョーンズ T. Lawrence Jones 会長は、連邦の最低基準を設けるという見解は支持するが、S2008は労働者災害補償制度の完全な運用に非常に有害な影響を及ぼすことになると述べている。彼は、連邦基準に応じていかなる州にも波止場人足法を適用するという規定について「これは採用する必要がないと思う……単に若干の被用者に保護を拡張するために、種々の問題のある補償制度を適用するのは考えものである」と批判した。

今後の法案審議が注目される。

## 労働市場と婦人、 高齢者の問題

(西ドイツ)

連邦労相アレント Arendt は新聞記者会見で最近の西ドイツの労働力の逼迫と労働市場について次のような見通しを述べた。

連邦政府が現在問題にしているのは完全雇傭の確保ということで、このため失業率が、今のところ2.4%程度で比較的安定しているが、これを0.7ないし1.2%にまで下げることが目標である。そこで長期的には次の点が政策の重点として考えられる。

1. 1980年の就業人口は2,700万人と推定される。もっとも失業者の60%は季節的、摩擦的なもので、さほど影響はない。職業教育、職業紹介を強化してゆかねばならない。
2. 特に重要なのは婦人であって、このうち35~50歳の婦人はかなり労働市場に復帰してくるが、若い女性で幼児をかかえているのは獲得が困難である。いずれにせよ広範に職業教育の必要がある。
3. 比較的高齢の被用者に対しては職場の確保に努めなければならない。教育のない労働者、見習い労働者に比較的高齢の失業者が多いことは常に認められることである。高齢の就職者は、可動的老齢退職年制度があるがさらに数年就業し、退職を先に延ばすとかパートタイマーとして働くようにすることが期待される。
4. 障害者は極めて限られた条件で、外国人労働者その他の労働市場の補ないとしてしか考えられない。しかしリハビリテーションその他の予防的処置は改善